



福岡県医発第 613 号 (地)
平成 30 年 5 月 24 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

厚生労働省「熱中症予防の普及啓発・注意喚起」について

標記の件につきまして、厚生労働省より日本医師会及び福岡県保健医療介護部健康増進課を通じて別添のとおり通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

本通知は、厚生労働省が別紙のとおり作成したリーフレットを活用し、こまめな水分・塩分の補給、扇風機やエアコンの利用等の熱中症の予防法について広く国民に呼びかけること、また、熱中症患者が発生した際には、救急医療機関等で適切に受け入れ、治療がなされるよう医療機関等への注意喚起及び周知徹底を依頼するものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、厚生労働省ホームページ熱中症関連情報 (http://www.mhlw.go.jp/stf/eisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/) 内より、日本救急医学会作成の「熱中症診療ガイドライン 2015」(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/heatstroke2015.pdf>) がダウンロードできますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 淡河喜雄
副会長 山下拓郎

平成 3 0 年 5 月 1 6 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

釜 范 敏

厚生労働省「熱中症予防の普及啓発・注意喚起について」

今般、厚生労働省健康局健康課・医政局総務課等関係各課より、都道府県、保健所設置市・特別区関係部局宛に標記の事務連絡が発出されるとともに、本会宛に周知方依頼がございました。

本事務連絡は、近年、多数の熱中症による健康被害が報告されており、国民一人ひとりに対する熱中症予防の普及啓発・注意喚起等、万全の対策が求められています。

こうした状況から、昨年に続き厚生労働省より、熱中症予防を広く国民に呼びかけることを目的とした別添のリーフレットを作成し、管内の市町村、医療機関等を通じて、特に高齢者、障害児（者）、小児等には重点的に熱中症の予防法を呼び掛けることを依頼しております。

そして、熱中症患者が発生した際には、救急医療機関等で適切に受け入れ、治療が行われるよう関係医療機関等への周知徹底が求められております。

また、日本救急医学会が作成した「熱中症診療ガイドライン 2015」について、下記厚生労働省ホームページからダウンロードして頂けますので、ご活用頂きますようお願い申し上げます。

つきましては、本件について貴会管下郡市区医師会並びに関係医療機関等へのご周知方につきご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

◇熱中症関連情報 URL

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/

◇熱中症診療ガイドライン 2015 URL

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/heatstroke2015.pdf>

公印省略

30 健 第 585 号

平成30年5月16日

公益社団法人福岡県医師会会長 殿

福岡県保健医療介護部健康増進課長

(保 健 事 業 係)

熱中症予防の普及啓発・注意喚起について

本県の保健医療行政の推進につきましては、御理解・御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、このことについて、厚生労働省から別添のとおり周知依頼がありましたので、御多用中恐縮ですが、貴会員に対し周知していただきますようお願いいたします。

福岡県保健医療介護部健康増進課保健事業係

(担当：濱田)

TEL：092-643-3270

FAX：092-643-3271

各医師会通知



事 務 連 絡
平成30年5月10日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

熱中症予防の普及啓発・注意喚起について

日頃より、医療行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

標記について、別添のとおり厚生労働省健康局等より各都道府県衛生主管部局等あて送付しておりますので、当該留意事項についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知につき、ご協力いただくようお願いいたします。

事務連絡
平成 30 年 5 月 10 日

各	都道府県 保健所設置市 特別区	衛生主管部局	御中
		民生主管部局	御中
各	都道府県労働局	労働基準部	御中
		職業安定部	御中

厚生労働省	健康局	健康課
医政局	総務課	
医薬・生活衛生局	総務課	
医薬・生活衛生局	水道課	
労働基準局	安全衛生部	労働衛生課
職業安定局	雇用開発部	高齢者雇用対策課
子ども家庭局	総務課	
社会・援護局	総務課	
社会・援護局	障害保健福祉部	企画課
老健局	総務課	

熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）

日頃より厚生労働行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

昨年の夏も、熱中症による健康被害が数多く報告されました。

気温の高い日が続くこれからの時期に備え、国民一人一人に対して熱中症予防の普及啓発・注意喚起を行う等、対策に万全を期することが重要です。

このため、厚生労働省では、熱中症予防を広く国民に呼びかけることを目的として、別添のとおりリーフレットを作成しております。貴自治体及び貴労働局におかれましては、本リーフレットを御活用いただき、こまめな水分・塩分の補給、扇風機やエアコンの利用等の熱中症の予防法について、管内市町村、医療機関、薬局、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者、社会福祉事業を実施する者、老人クラブ、シルバー人材センター、民生委員、保育所、児童相談所、ボランティア、事業場等を通じ、又は保健所・保健センターにおける健診、健康相談等の機会を利用して、広く呼びかけていただきますようお願いいたします。

特に、熱中症への注意が必要な高齢者、障害児（者）、小児等に対しては、周囲の方々が協力して注意深く見守る等、重点的な呼びかけをお願いいたします。また、熱中症患者が発

生した際には、救急医療機関等で適切に受け入れ、治療がなされるよう、貴管下の医療機関等への注意喚起及び周知徹底方よろしくお願いいたします。

また、日本救急医学会作成の「熱中症診療ガイドライン2015」について、厚生労働省ホームページ熱中症関連情報 (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/) のページからダウンロードしていただけますので、併せて御活用いただきますようお願いいたします。

上記の趣旨を御理解いただき、熱中症対策への御協力をお願いいたします。

なお、職場での熱中症予防対策については、都道府県労働局長宛て、「「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について」（平成30年2月28日付け基安発0228第1号基準局安全衛生部長通知）により通知しておりますので、御承知おきください。

(担当者)

厚生労働省健康局健康課

中村洋心、橋本千春、俵頭美結

TEL : 03-5253-1111 (内 : 2332)

FAX : 03-3503-8563

e-mail : nakamura-youshin@mhlw.go.jp

hashimoto-chiharu@mhlw.go.jp

hyoudou-miyu@mhlw.go.jp

熱中症予防のために

暑さを避ける

室内では・・・

- ▶ 扇風機やエアコンで温度を調節
- ▶ 遮光カーテン、すだれ、打ち水を利用
- ▶ 室温をこまめに確認
- ▶ WBGT値※も参考に

外出時には・・・

- ▶ 日傘や帽子の着用
- ▶ 日陰の利用、こまめな休憩
- ▶ 天気の良い日は、日中の外出をできるだけ控える

からだの蓄熱を避けるために

- ▶ 通気性のよい、吸湿性・速乾性のある衣服を着用する
- ▶ 保冷剤、氷、冷たいタオルなどで、からだを冷やす

※WBGT値：気温、湿度、輻射（放射）熱から算出される暑さの指数
運動や作業の度合いに応じた基準値が定められています。
環境省のホームページ（熱中症予防情報サイト）に、観測値と予想値が掲載されています。

こまめに水分を補給する

室内でも、外出時でも、のどの渇きを感じなくても、
こまめに水分・塩分、経口補水液※などを補給する

※ 水に食塩とブドウ糖を溶かしたもの

「熱中症」は、高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死亡することもあります。

熱中症について正しい知識を身につけ、体調の変化に気をつけるとともに、周囲にも気を配り、熱中症による健康被害を防ぎましょう。



熱中症の症状

- めまい、立ちくらみ、手足のしびれ、筋肉のこむら返り、気分が悪い
- 頭痛、吐き気、嘔吐、倦怠感、虚脱感、いつもと様子が違う重症になると、
- 返事がおかしい、意識消失、けいれん、からだが熱い

詳しくは、厚生労働省ホームページ「熱中症関連情報」をご覧ください。

厚生労働省 熱中症

検索



厚生労働省

熱中症が疑われる人を見かけたら

涼しい場所へ

エアコンが効いている室内や風通しのよい日陰など、涼しい場所へ避難させる

からだを冷やす

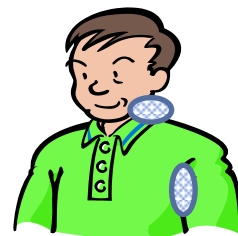
衣服をゆるめ、からだを冷やす

(特に、首の回り、脇の下、足の付け根など)

水分補給

水分・塩分、経口補水液※などを補給する

※ 水に食塩とブドウ糖を溶かしたもの



自力で水が飲めない、意識がない場合は、すぐに救急車を呼びましょう！

<ご注意>

暑さの感じ方は、人によって異なります

その日の体調や暑さに対する慣れなどが影響します。体調の変化に気をつけましょう。

高齢者や子ども、障害者・障害児は、特に注意が必要です

- ・ 熱中症患者のおよそ半数は65歳以上の高齢者です。高齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、暑さに対するからだの調整機能も低下しているので、注意が必要です。
- ・ 子どもは体温の調節能力がまだ十分に発達していないので、気を配る必要があります。
- ・ のどの渇きを感じていなくても、こまめに水分補給しましょう。暑さを感じなくても室温や外気温を測定し、扇風機やエアコンを使って温度調整するよう心がけましょう。

節電を意識するあまり、熱中症予防を忘れないようご注意ください

気温や湿度の高い日には、無理な節電はせず、適度に扇風機やエアコンを使いましょう。

熱中症についての情報はこちら

▷ 厚生労働省

熱中症関連情報 [施策紹介、熱中症予防リーフレット、熱中症診療ガイドラインなど]

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/

「健康のため水を飲もう」推進運動

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/nomou/>

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン [職場における熱中症予防対策]

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>

▷ 環境省

熱中症予防情報 [暑さ指数 (WBGT) 予報、熱中症環境保健マニュアル、熱中症予防リーフレットなど]

<http://www.wbgt.env.go.jp/>

▷ 気象庁

熱中症から身を守るために [気温の予測情報、天気予報など]

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kurashi/netsu.html>

異常天候早期警戒情報

<http://www.jma.go.jp/jp/soukei/>

▷ 消防庁

熱中症情報 [熱中症による救急搬送の状況など]

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9_2.html